

精神疾患患者における意思決定支援

支援

テーマ

藤井 千代

国立研究開発法人
国立精神・神経医療研究センター
精神保健研究所地域・司法精神医療研究部部长

精神科医療における主要な治療目標としてパーソナル・リカバリーが注目されるようになり、精神疾患をもつ当事者の価値観や好み、主体性を尊重した治療方針の決定がより重要となってきている。しかし、治療場面において当事者は相対的に弱い立場にあることや、認知機能の障害があることも少なくないことから、当事者との適切なコミュニケーションのためには適切な意思決定支援が求められる。

Key Word

■ パーソナル・リカバリー ■ 意思決定支援 ■ 共同意思決定 ■ 自己決定権

1

リカバリー志向と障害者権利条約

精神科医療においては、症状の軽減や機能の回復といった臨床的リカバリーが主たる治療目標とされてきた。もちろん、現在においても臨床的リカバリーを目指すことの重要性に変わりはない。しかし近年では、臨床的リカバリーのみを治療目標とすることの限界も指摘されており、よりperson-centeredな概念としてのパーソナル・リカバリーが主要な治療目標として注目されるようになった^{1, 2)}。パーソナル・リカバリーとは、障害によるさまざまな制限をもちながらも、希望を実現し、満足できる生活を送ること³⁾を意味しており、主として当事者の語りから導き出された概念とされる。パーソナル・リカバリーを目指す治療においては、当事者の価値観や好み、主体性が尊重され、当事者の自己決定に重きを置くことが求められ

る。Leamyらによるシステマティックレビューでは、パーソナル・リカバリーの構成要素として、他者とのつながり、将来への希望と楽観、独自性、人生の意義、エンパワメントがあげられている²⁾。このことから、パーソナル・リカバリーの実現においては当事者自身による意思決定が欠かせないといえる。

さらに、2006年12月13日に国連総会本会議において採択され、わが国も2014年に批准した「障害者の権利に関する条約（障害者権利条約）」においても、意思決定支援の必要性が求められている。この条約の第3条一般原則においては、「固有の尊厳、個人の自律（自ら選択する自由を含む。）及び個人の自立の尊重」が明記されており、第12条では障害者がほかの者と平等に法的能力を享有すること、障害者がその法的能力を行使できるように支援することが規定されている。これはすなわち、精神障害があることを理由に当事者の自律性が侵害されることがないように、当事者が意思決定